

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 5 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(不動産取得税の課税客体)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 住宅を購入して譲渡する者で政令第36条の2の3で定めるものが新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことの無いものを当該住宅が新築された日から6月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して、不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から6月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該購入した日から6月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下この項におい</p> | <p>(不動産取得税の課税客体)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 住宅を購入して譲渡する者で<u>地方税法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第79号)附則第5条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の</u>政令第36条の2の3で定めるものが新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことの無いものを当該住宅が新築された日から6月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して、不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から6月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該購入した日から6月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下この項におい</p> |

て「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分¹の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として政令第36条の2の4で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

て「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分¹の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として政令第36条の2の3で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。